

## ◆リフォーム工事の申請をするにあたり◆

- ① 「専有部分の修繕等に関する規則(以下、規則)」を、先ずご一読頂きご理解ください。
- ② リフォーム申請は管理組合理事会(以下、理事会)の承認を受けようとする日の4週間前までにご提出ください。(規則第4条(承認申請の方式)1項)  
理事会は、原則毎月第3日曜日に開催され、それまでに提出されたリフォーム申請の承認・不承認の決定をします。(規則第7条(承認又は不承認の決定)1項)
- ③ 工事期間中の騒音に関しては、リフォーム申請者(施主)・施工業者共に 十分なるご配慮をお願いします。ご挨拶・チラシ配布等は、向こう三軒両隣(上下階・左右お隣のお宅)は勿論のこと、同じ棟の隣階段宅、またはお向かいの棟へも、必要に応じておこなってください。(規則第9条(注意事項)③等)
- ④ 給湯器故障等生活に不便が生じ緊急を要するものは、工事後の事後申請を認めます。  
但し、工事完了後に所定の「リフォーム申請書等」を必ず提出してください。  
※工事仕様、工事内容(施工写真)、製品カタログ等確認のできるものを添付してください。

- 窓枠(所謂サッシ)・窓ガラス・玄関扉は、管理組合がおこなう「計画修繕」の対象です。  
従って、これらは原則として、リフォームできません。(管理規約「第2章 専有部分等の範囲」第7条(専有部分の範囲)と、同「第5章 管理」第20条(窓ガラス等の改良))  
但し、網戸の変更やインナーサッシの施工は可能です。
- フローリングは、騒音レベル「L45以下」の仕様を施工。(規則第3条(制限条項)(5))
- 給湯器は床置きタイプに限るものとします。但し、壁掛けタイプに据え置き台を設けて床置きとしての施工は可能とします。(規則第3条(制限条項)(6)①)

### ■ 排水管設備をさわる工事の注意事項

※排水管工事は、高圧洗浄作業可が条件です。

- ① 台所流し排水設備の工事
  - ・極力、VP 配管で施工すること。
  - ・システムキッチンへの仕様変更は、シンク排水口に高圧洗浄用清掃口の取付が必要。
  - ・収納スペース内より高圧洗浄ができるもの。
- ② 浴室排水設備の工事
  - ・既存の排水口を撤去し、配管を確実に接続すること。
  - ・ユニットバスへの仕様変更は、殆どの排水口の位置が移動するので注意してください。
- ③ 洗面排水設備の工事
  - ・ポリパイプ(樹脂製パイプ)の使用をお勧めします。
  - ・ジャバラホースを使用する際は、下部 VP 管と確実に接続し、ホースが弛み過ぎない事。
- ④ 洗濯排水設備の工事
  - ・洗濯機の排水機器が取外し可能に設置すること。

●ご不明な点は、管理規約をご参照いただくか、施工業者までお問い合わせください。